

一般社団法人 日本臨床救急医学会評議員の選出を下記の通り実施します。今回の評議員選出は、本学会定款及び施行細則に基づいて行います。評議員になるための審査を希望される会員は、下記の事項にご留意の上、所定の手続きをお取り下さい。

記

1. 本学会評議員になるための審査を受けることができる会員は、令和6年4月末日現在において、定款第16条及び評議員に関する定款施行細則第3条及び第4条の資格条件をすべて満たし、また所定の用紙及び資料を提出することを必要とします。
2. 本学会評議員になることができる資格を有する会員であっても、申請のない場合は、審査の対象とされませんのでご注意ください。
3. 1) 今回選出される評議員の総数は、正会員数の概ね10%です。
2) 今回選出される評議員の任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日です。
3) 会員数の割合に応じた職種別選出を積極的に行います。
4. 評議員になるための審査を希望される方は、審査申請用紙を、本学会ホームページよりダウンロードして下さい。
5. 申請用紙交付請求期間（ダウンロード期間）； 令和6年7月1日（月）～令和6年8月15日（木）
6. 審査申請書類の提出締切期日は、令和6年8月15日（木）（当日消印有効）です。期日厳守の上、必要書類を必ず書留郵便もしくはレターパックプラスにて本学会事務所にお送り下さい。
7. なお、令和7年3月31日に満70歳に達している会員は、評議員になるための審査を受けることができません。〔定款16条第3項目3.〕
8. 評議員に選出された場合、原則として当会誌の論文査読等の業務を行なっていただく必要があります。
9. 定款第16条において、「連続して2年間、正当な理由なく社員総会を欠席したとき」には「評議員資格を失う」とされています。本会は、「委任状提出があれば次期評議員資格を失われることがない」としているため、評議員応募者は万が一のやむを得ぬ欠席に備え委任状を提出しておくようご注意ください。

以上

令和6年4月吉日

一般社団法人 日本臨床救急医学会
代表理事 溝端 康光
評議員選出委員会
委員長 守谷 俊

【お問合せ及び書類請求・送付先】 日本臨床救急医学会事務所
〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3
Tel 03-3380-2704 Fax 03-3380-8627
E-mail : jsem_jimu@herusu-shuppan.co.jp
学会 URL : <https://jsem.me/>